



／ 省CO2の給湯器に買い替えよう ／



越前市 高効率給湯器購入補助金

(エコキュート など)

既存の給湯器を 30%以上の省CO2給湯器 に入替をすると
施工費の 2分の1の額 (上限40万円) を補助します！

対象者	越前市内に在住の個人 越前市内に事業所を有する事業者 ★市内への設置に限る
申請期間	令和7年度～令和10年度の 4月28日 ～ 11月30日 ★当該年度の予算上限に達すると、受付終了となります。
実績報告 期限	事業完了日から30日以内 かつ 当該年度の1月31日 ★工事の契約および着工は、補助金の交付決定日以降に行うこと ★1月31日までに工事および施工業者への支払いを完了し、実績報告書を提出すること
対象と なるもの	エコキュートなどの高効率給湯器 ★補助条件を満たす場合、高効率ガス給湯器・高効率灯油給湯器 なども対象
補助条件	既存の給湯器から入替をし、既存の給湯器に対して 30%以上の省CO2となること ※
補助金額	施工費の2分の1の額 (千円未満切捨て)(上限40万円) ★既存給湯器の撤去・処分費用は対象外
補助金額 の例	既存給湯器を460Lタイプのエコキュート(4～5人世帯主流)に 入替する場合 想定価格(施工費) 約50万円 ⇒ 補助金額25万円

※新規で給湯器を購入するのみの場合(既存の給湯器と入替ではない)は対象外です。

※新築物件への設置は、新築物件に入る前に生活していた、市内で自己所有の住居の給湯器に対し、30%以上の省CO2となれば、対象となります。

※リースの場合も対象となります。リースの場合は、補助金はリース事業者に交付され、補助金額を差し引いた額が、申請者の方がリース業者に支払うリース料となります。

※別の国の予算を財源とした、高効率給湯器に対する補助事業等の併用はできません。